

公 告

令和4年度 米福政委託第13号 第3次まいばら福祉のまちづくり計画策定業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和4年6月27日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 令和4年度 米福政委託第13号  
第3次まいばら福祉のまちづくり計画策定業務
- (2) 業務内容 意識調査および計画策定業務
- (3) 業務期間 契約締結日の7日以内から令和6年3月26日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

金5,903,000円（消費税および地方消費税を含まない。）

【内訳】 令和4年度 3,543,000円

令和5年度 2,360,000円

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからオのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) 過去5年間（平成29年4月1日以降）において、「地域福祉計画」の策定実績があること。

#### 4 プロポーザル実施の日程

- |                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 質問受付期限      | 令和4年7月6日（水）午後5時まで                    |
| (2) 質問回答期限      | 令和4年7月13日（水）                         |
| (3) 企画提案書等の提出期間 | 令和4年7月14日（木）から<br>令和4年7月22日（金）午後5時まで |
| (4) 第1次審査       | 令和4年8月1日（月）                          |
| (5) 第1次審査の結果通知  | 令和4年8月3日（水）【予定】                      |
| (6) 第2次審査       | 令和4年8月12日（金）【予定】                     |
| (7) 第2次審査の結果通知  | 令和4年8月中旬【予定】                         |
| (8) 契約手続        | 令和4年8月下旬【予定】                         |

#### 5 その他

詳細は、別紙「第3次まいばら福祉のまちづくり計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

#### 6 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所 本庁舎 米原市くらし支援部福祉政策課 TEL 0749-53-5121（直通）

FAX 0749-53-5128